

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

令和7年3月28日
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和7年1月14日から令和7年2月12日まで意見公募手続を実施しました。

提出されたご意見とご意見に対する考え方については以下のとおりです。意見総数は2件であり、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は要約しております。

なお、標記省令案は、本日「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）」として公布されましたので、お知らせします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|---|-----------------------------|
| <p>長距離輸送は原則として鉄道貨物に担わせる事により、道路の傷みや排出ガスの削減が容易となる。大量輸送は鉄道の得意分野であり、年間労働時間・人手不足・輸送コスト・環境問題・道路の維持管理などメリットが多く、鉄道輸送を基軸として輸送プランを策定する方がよいのではないか。</p> | <p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>物流の効率化ということだが、ある地域での 1 社独占を認めるようなものに思えるが問題ないのか。もし 1 社独占になった場合、物流費の高騰や質の悪化などが懸念されるのではないか。</p> | <p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> |